

小松島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金のお知らせ

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する方々への支援として、特に家計への負担の大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給します。

支給対象となる世帯（ⅠからⅢのいずれかに当てはまる世帯）

Ⅰ 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

※令和4年10月1日以降世帯状況が変わっている場合は、対象とならない事があります。

支給対象世帯

令和5年4月1日に小松島市に住民登録があり、令和4年度住民税均等割が非課税(家計急変世帯含む)で、小松島市から価格高騰緊急支援給付金を受け取っている世帯。

手続方法

対象となる世帯には、5月下旬頃、給付内容が書かれた支給の通知を送付しています。振込先口座の変更等希望される方のみ、同封の届出書を返送してください。

振込予定日 6月上旬



Ⅱ 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

支給対象世帯

令和5年6月1日に小松島市に住民登録があり、令和5年度住民税均等割が非課税で、上記“Ⅰ”の支給対象世帯に該当しない世帯。

手続方法

対象となる世帯には、6月下旬頃、給付内容が書かれた確認書を順次送付予定です。確認書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒でご返送ください(切手不要)。

※世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は、申請が必要となります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期間 確認書の発送日から9月末日まで

Ⅲ 予期せず家計が急変し世帯全員住民税非課税相当となった世帯

支給対象世帯

予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、住民税非課税水準以下となる世帯。世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から9月までの任意の1か月収入を12倍した額)が住民税非課税水準以下であるかどうかで判定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。<住民税非課税水準となる給与収入例>単身または扶養親族がない場合・93万円、配偶者または扶養親族1名を扶養・137万8千円。

手続方法

対象世帯からの申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、収入額が確認できる書類など必要書類を添えて、市役所へ郵送または直接提出してください。申請書は市生活福祉課で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請期間 6月30日から9月末日まで

住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金の共通事項

- 給付金額は1世帯あたり3万円です。
- 1世帯につき1回限りの給付で、住民税非課税世帯と家計急変世帯に対する給付金を重複して受給することはできません。
- 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、給付金の対象外となります。

【申請・お問い合わせ先】

市臨時特別給付金担当

☎ 38・7007/FAX32・3738

Mail:kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

市ホームページは
こちら



振り込め詐欺にご注意ください

給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。